

琉球大学学術リポジトリ

1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込みに問題, ジョンソン次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43897

C

C



117

極秘

8部9日 7号

核貯蔵に関する若干の問題点

返還後の沖繩における核兵器（核弾頭を含む）の貯蔵の問題につき特に考慮すべき問題点次のとおり。

一 事前協議の予め

わが方は、今次交渉を通じ、基地の使用（戦闘作戦行動）の問題につき「安保条約及び関連取極を変更しない限り、具體的提案をまたないで事前協議の際の許諾の約束をあらかじめ行なうことはできない。安保条約及び関連取極は、変更なしに沖繩に適用する」との立場を一貫して主張し、米側もこれを受け入れた形で決着をみたところ、右は戦闘作戦行動のための基地の使用である。

と、核兵器の持込みであるうと変わる入まはずはなく、核兵器の持込みについての米側の立場を修正することはできない。修正の可能性を示唆することは、米側をして従来の主張の譲意を窺わしめることとなる。

二 核貯蔵及びその使用との関係

(1) 核兵器（核弾頭のみの場合を含む）の貯蔵のための持込につきわが方の懸念の整理を要定すること、すなわちいかなる事態をもつて持込みを必要とするいわゆる「有事」と考えるかについて、米側としては、「有事」を相当時間的余裕をもつた広い概念で考えているであるから、日米間に合意を成立せしめることは容易でないと考えられる。特に、基地を単なる核弾

頭補給基地として用い、その使用は国外基地に移転した上でのみ行なわれる純然たる核貯蔵が考えられている場合には、持込みを要する事態には「有事性」が乏しくならざるをえないから、かかる事態の発生はさらに困難となり、また、持込みは第一目的には他国の防衛に備えることを目的とするものとなるので、貯蔵を認める根拠につき国内的な前得を得ることが一層困難となる。

何 核の貯蔵は、(前記の純然たる核貯蔵の場合を除き)当然わが国内からの核の使用の可能性を伴うのであるから、貯蔵のみ問題として処理しえない。貯蔵を認めることある場合には、使用の条件につき取り決めるか又は使用については別途の合意

に従うべきことを明確に留保する必要がある。(別添米軍用核弾頭貯蔵に関する米加間取極についてのカナダ首相談会報告参照)純然たる貯蔵の場合にも、国内からの使用を伴わざるべきことを明確にし、さらに安全措置等につき取り決めおく必要がある。

何 核兵器の使用につき現行事前協議制における戦国作戦行動と観念して、これにより規制することとすべきか又は通常兵器の戦国作戦行動とは別個の取極により規律すべきかの問題がある。NATO諸国及び米国では、核兵器の配置及び使用は、通常兵器のそれとは別個の問題として、受入国の特別の同意を必要とするという考え方がとられているものと考えられる。(別添一

九五七年十二月十九日付北大西洋理事会ロンドン宣言第二十一項及び核防条約米上院承認に付ける軍縮局長答弁参照）今回の共同コミュニケ及び総理大臣の対ソ演説等、事情認識の適用との関係で極東諸国、特に韓国及び台湾の安全に対するわが国安全保障上の基本的認識を述べているところ、この基本的認識は、具体的な事前協議があつた場合に、それが戦国作戦行動に因するものであると、核の持込みに因するものであると、変わることはあるはずはないが、核の持込みの場合はこの基本的認識のみがわが方諸否の判断の主たる要因となるものではなく、大量殺りく破壊兵器の使用に対する特別の考慮が判断要因として加重されるべきこと当然である。

別添 1

ニューファウンドランドにおける核弾頭貯蔵取極に関するド
アソン首相の議会報告（仮訳）

私は、政府が合衆国に貸与されているニューファウンドランドの二つの基地に配置されている合衆国の要撃機のための核弾頭をカナダに貯蔵することに關し、合衆国政府との間に結んだ大體貯蔵取極について當下院に報告したいと思ひます。締結された取極は、五月二十日と六月七日に当院で私が言及した交渉の結果できたものであります。この取極は、交換公文の形になつており、ニューファウンドランドの基地に置かれてゐる共同北米防衛部隊司令官の作戦指揮權の下に合衆国空軍要撃機用の空対空防衛核兵器を貯蔵するにあつた条件を定めたものである。

この取極に基づき、これらの防衛兵器の作戦目的のための使用は、

両政府が承認したNORAD（北米防空総司令部）の作戦計画によつて統制されることとなります。適用されるべき最重要な安全措置等その他の点についても、今回合意された条件は、八月十六日に発表されたカナダ軍の核弾頭使用条件に開したものと同様のものであります。この核弾頭保持の要求にかんがみ、本件の軍事上の詳細は公表することができません。

この交換公文は、爆撃機による攻撃に対して効果的な北米大陸防衛の役割を果たすために必要であると合意された武器によつて、カナダに駐留するすべてのNORAD防空軍をその国籍を問わず装備することを定めた八月十六日のカナダ軍に関する取極を補充するものであります。この結果、北米防空のためにNORADに割り当てられているカナダと米国の軍隊は、どこに駐留しているかを問わずその防衛任務を遂行するための手段を持つこととなります。この任務とはこれらの軍隊が現在にその遂行を命ぜられることが決まってい

ようにならなければなりません。

別添

北大西洋理事会コミュニケ（一九五七年十二月十九日）

20 NATOは、この目的のため必要な時は直ちに同盟の防衛のため使用できうる核兵器の貯蔵を行なうことに決定した。理事会は、また、新兵器の分野における現在のソ連の政策にかんがみ、EWEが欧州連合軍最高司令官のもとに配備されるべきことを決定した。

21 よつて、これらの貯蔵核兵器及びミサイルの配置及びその使用についての取決めは、NATOの防衛計画に準拠し、かつ、直接関係国との合意によつて決定されるであらう。NATOの軍事機関は、共同防衛に与けるこれらの兵器の採用に関する勧告を早い機会に理事会に提出するよう要請されている。理事会は関連する種類の問題が検討するであらう。

別添

○核兵器の発射を拒否することとは核兵器の共同管理にならない。

ケイス議員：NATOの一國がその国に配置されているわれわれの核兵器について拒否権つまり引き金の指をおさえることを欲したらどうなるのですか。われわれは拒否権を与えることとはできないでしよりね。

フィッシャー軍需庁次長：私はそれは言いません。彼らはまずわれわれに対して核兵器を回贈しては行かないと言えます。

ケイス：核兵器がそこにあるとして、またわれわれがそれを使いをおさえる権利を彼らが欲したとしたら、彼らは共同管理を欲していることになるのですか。

フィッシャー：そういう意味では私はそれを共同管理とは呼びません。

ケース：ひき金に対する拒否権、私が言わんとしていることは
わかりでしより。

マインシャー：ええ。私はそれが禁止されないだろうと言っている
のですが、私はそれを共同管理の一形態とは言いません。それ
は、領土主権の一面です。核兵器が知らないうちにその領土か
ら発射されることを欲しない国は、そういふことができます。
(二月十八日の米上院外交委員会から)